

令和5年

第2回市議会定例会 意見書案第2号

出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書
上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出
します。

令和5年7月14日提出

函館市議会議長 吉田 崇 仁 様

提出者	函館市議会議員	板 倉 一 幸
同	同	道 畑 克 雄
同	同	斉 藤 佐知子
同	同	福 島 恭 二
同	同	野 沢 友 志
同	同	高 橋 千 晶
同	同	島 昌 之

出入国管理及び難民認定法の抜本的見直し等を求める意見書

スリランカ人女性が2021年3月、名古屋出入国在留管理局の収容施設において33歳で亡くなりました。これまでも入管収容施設では医療放置に起因するとみられる死亡事案が幾度も発生し、そのたびに内部調査が行われ、医療体制の見直しをはじめとする再発防止策がうたわれましたが、またもや悲惨な事案が繰り返されてしまいました。

政府が今年3月に再提出した入管法改正案は、入管行政への不信も重なり2年前に廃案となった旧法案の骨格をほぼ維持した内容となっています。今国会の審議でも、政府案が不法残留する外国人を迅速に送還して長期収容の解消を図るとして、送還が停止されることとなる難民認定申請の回数を2回までに制限することや、懲役1年以下の罰則を付けて退去命令制度を創設すること、収容に代わる監理措置を導入することなど、多くの問題点や課題が厳しく指摘されるなかで、改悪が強行されました。

日本の難民認定率は他の先進諸国と大きくかけ離れて低く、国連などから深刻な懸念が示されています。また、出入国在留管理庁が在留資格のない外国人について司法審査を経ずに、期間や回数の制限なく拘束することは国際法違反の恣意的拘禁に当たり、人権侵害であるとの批判を受けています。現行の難民認定制度や収容送還制度は抜本的に見直すことが急務となっています。

よって、政府並びに国会は、多文化共生の取組を進めるため、以下の対策を実行するよう求めます。

記

- 1 当該女性の死因の究明と再発防止のため、直ちにすべての情報を公開するとともに、信頼回復のため入管行政の抜本改革を行うこと。
- 2 政府・出入国在留管理庁から独立した第三者機関を設立して、保護すべき難民や補完的保護対象者等を適切に保護できる、新たな難民認定・保護制度を早急に確立すること。

- 3 入管収容施設への収容について、司法審査を導入し弁護士などの立会いのもと裁判官が発行する許可状によって行うことや、期間や回数に上限を設けることを内容とする法改正を早急に行うこと。
- 4 政府が強行した送還が停止されることとなる難民認定申請の回数制限や、退去命令違反に対する罰則の創設は、難民の地位に関する条約の原則に反するため、削除・撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年7月 日

函館市議会議長 吉 田 崇 仁